

東都市計画道路の変更（群馬県決定・案）

1. 都市計画道路中 3・4・6 号北部幹線を廃止する。
2. 都市計画道路中 3・4・7 号新国定上田線ほか 1 路線を次のように変更する。

種別	名 称		位 置			区 域	構 造				備考
	番号	路線名	起 点	終 点	主 な 経由地		延 長	構 造 形 式	車線の 数	幅 員	
幹線街路	3・4・7	国定上田線	伊勢崎市 国定町二丁目	伊勢崎市 上田町	伊勢崎市 上田町	約 1,510m	地表式	2車線	17m	幹線街路と平面 交差 2 箇所	
幹線街路	3・4・8	南部幹線	伊勢崎市 三室町	伊勢崎市 三室町	伊勢崎市 三室町	約 550m	地表式	2車線	20m	幹線街路と平面 交差 1 箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由

3・4・6 号北部幹線は、一般県道香林羽黒線と主要地方道桐生伊勢崎線を東西につなぐ幹線街路である。本路線は、社会情勢の変化により必要性が低下するとともに、一般県道国定藪塚線が代替え機能を有しており、廃止しても道路ネットワーク上支障がないことから全線を廃止する。

3・4・7 号国定上田線は、東都市計画区域の北西部を縦断する幹線街路である。一般県道国定藪塚線以北の区間は、社会情勢の変化により必要性が低下するとともに、一般県道香林羽黒線が代替え機能を有しており、廃止しても道路ネットワーク上支障がないことから当該区間を廃止する。

3・4・8 号南部幹線は、東都市計画区域の南部を横断する幹線街路である。3.2.1 上武国道以東の区間は、社会情勢の変化により必要性が低下するとともに、一般県道足利伊勢崎線が代替え機能を有しており、廃止しても道路ネットワーク上支障がないことから当該区間を廃止する。

併せて 3・4・7 号国定上田線および 3・4・8 号南部幹線の車線数を決定する。

## 都市計画道路新旧対照表

(変更前)

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な 経由地		延長	構造 形式	車線の 数	幅員	
幹線街路	3・4・6	北部幹線	佐波郡東村大字国定字西町	佐波郡東村大字国定字五反歩	佐波郡東村国定字東町	約 2,840m	地表式		17m	JR 両毛線と立体交差1箇所 幹線街路と平面交差2箇所	
幹線街路	3・4・7	国定上田線	佐波郡東村大字国定字二反三畝	佐波郡東村大字上田六道下	佐波郡東村大字国定下原	約 2,210m	地表式		17m	幹線街路と平面交差2箇所	
幹線街路	3・4・8	南部幹線	佐波郡東村大字東小保方字三室西	佐波郡東村大字東小保方字小林	佐波郡東村大字東小保方字三室下	約 1,580m	地表式		17m	幹線街路と平面交差2箇所	

(変更後)

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な 経由地		延長	構造 形式	車線の 数	幅員	
幹線街路	3・4・7	国定上田線	伊勢崎市国定町二丁目	伊勢崎市上田町	伊勢崎市上田町	約 1,510m	地表式	2車線	17m	幹線街路と平面交差2箇所	
幹線街路	3・4・8	南部幹線	伊勢崎市三室町	伊勢崎市三室町	伊勢崎市三室町	約 550m	地表式	2車線	20m	幹線街路と平面交差1箇所	

# 総括図

3・4・7号 国定上田線 W=17m L=2,210m (県決定)  
 3・4・7号 国定上田線 W=17m L=1,510m 2車線 (県決定)

3・4・6号 北部幹線 W=17m L=2,840m (県決定)  
 廃止 (県決定)

3・4・5号 新町小泉線 W=17m L=990m (市決定)  
 廃止 (市決定)

3・4・4号 総合運動公園通り線 W=17m L=1,640m (市決定)  
 廃止 (市決定)

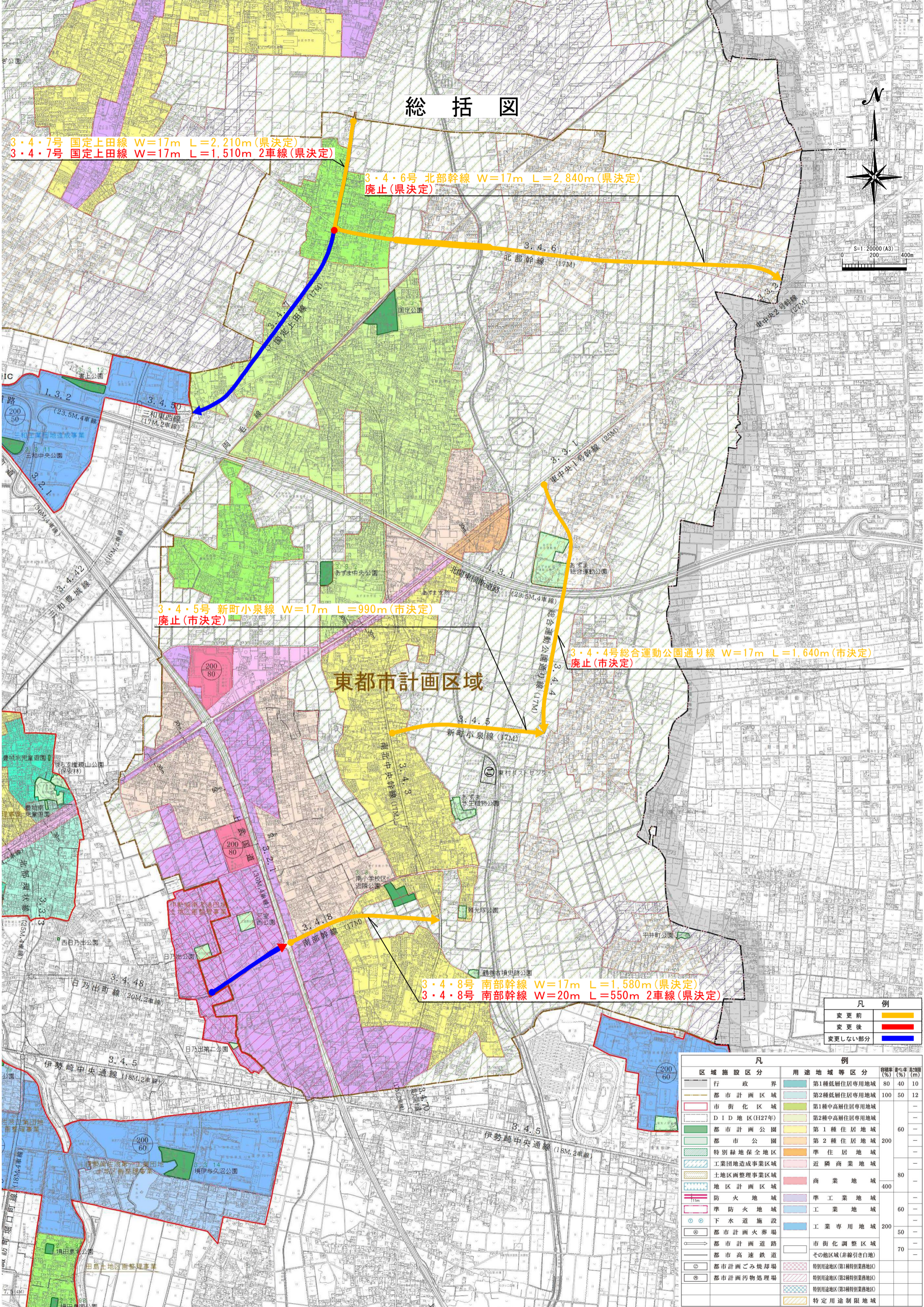
3・4・8号 南部幹線 W=17m L=1,580m (県決定)  
 3・4・8号 南部幹線 W=20m L=550m 2車線 (県決定)

## 東都市計画区域

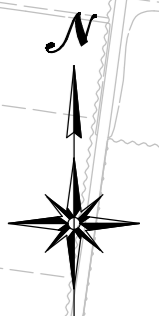


変更前	黄色
変更後	赤色
変更しない部分	青色

区域施設区分	用途地域等区分	容積率 (%)	高さ制限 (m)
行政境界	第1種低層住居専用地域	80	40
都市計画区域	第2種低層住居専用地域	100	50
市街化区域	第1種中高層住居専用地域	100	50
D I D 地区 (H27年)	第2種中高層住居専用地域	-	-
都市計画公園	第1種住居地域	60	-
都市公園	第2種住居地域	200	-
特別緑地保全地区	準住居地域	-	-
工業団地造成事業区域	商業地域	80	-
土地区画整理事業区域	準工業地域	400	-
地区計画区域	工業地域	60	-
防火地域	工業専用地域	200	-
準防火地域	市街化調整区域	50	-
下水道施設	その他区域 (非線引き白地)	70	-
都市計画火葬場	特別用途地区 (第1種特別業務地区)	-	-
都市計画道路	特別用途地区 (第2種特別業務地区)	-	-
都市高速鉄道	特別用途地区 (第3種特別業務地区)	-	-
都市計画ごみ焼却場	特定用途制限地域	-	-
都市計画汚物処理場			



# 計画図 (1/7)



S = 1 : 2500 (A3)  
0 50m

3・4・7号 国定上田線 W=17m L=2,210m(県決定)  
3・4・7号 国定上田線 W=17m L=1,510m 2車線(県決定)

3・4・6号 北部幹線 W=17m L=2,840m(県決定)  
廃止(県決定)

西国定合同青少年広場

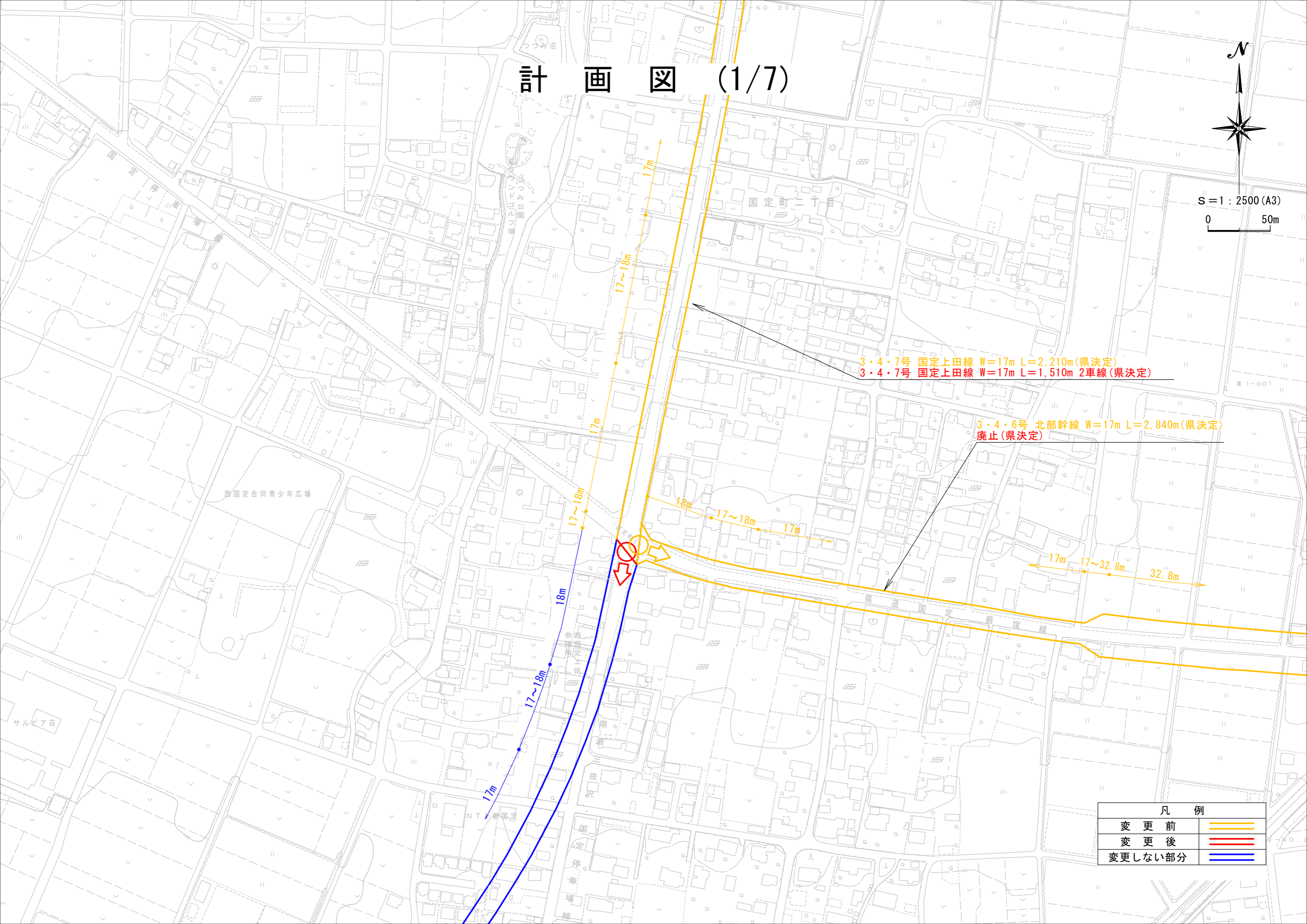
余西  
町  
区  
界

夜  
沢

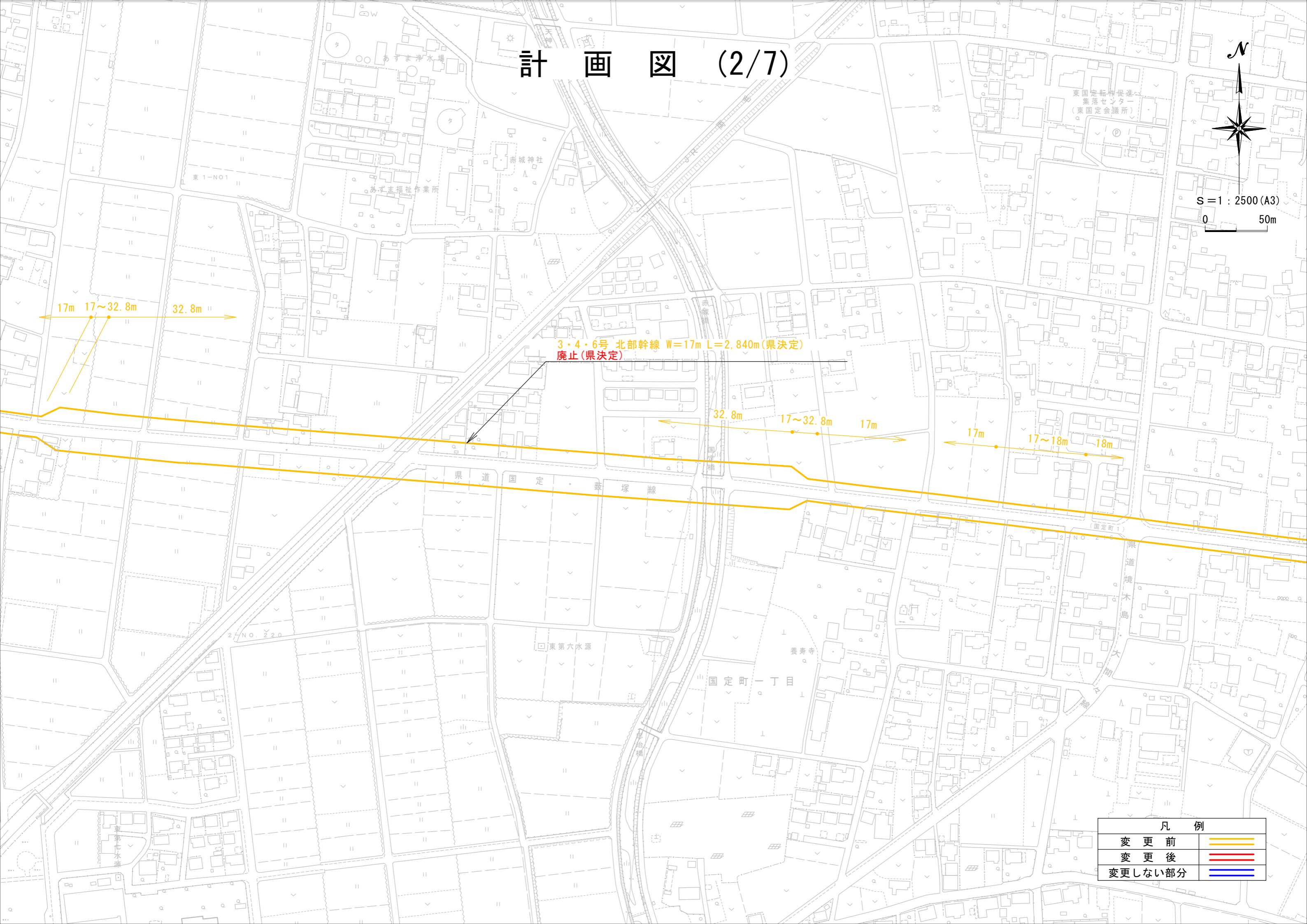
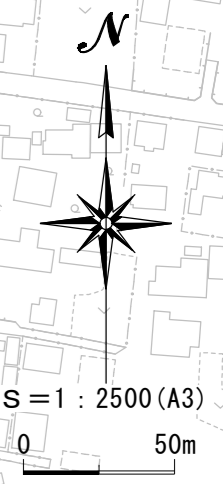
NTY 新国定

国  
定  
停  
車  
場  
線

凡 例	
変更前	
変更後	
変更しない部分	



# 計画図 (2/7)



3・4・6号 北部幹線 W=17m L=2,840m(県決定)  
廃止(県決定)

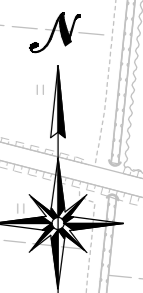
17m 17~32.8m 32.8m

32.8m 17~32.8m 17m

17m 17~18m 18m

凡 例	
変更前	
変更後	
変更しない部分	

# 計画図 (3/7)



S = 1 : 2500 (A3)  
0 50m

17m  
17~18m  
18m  
17~18m  
17m

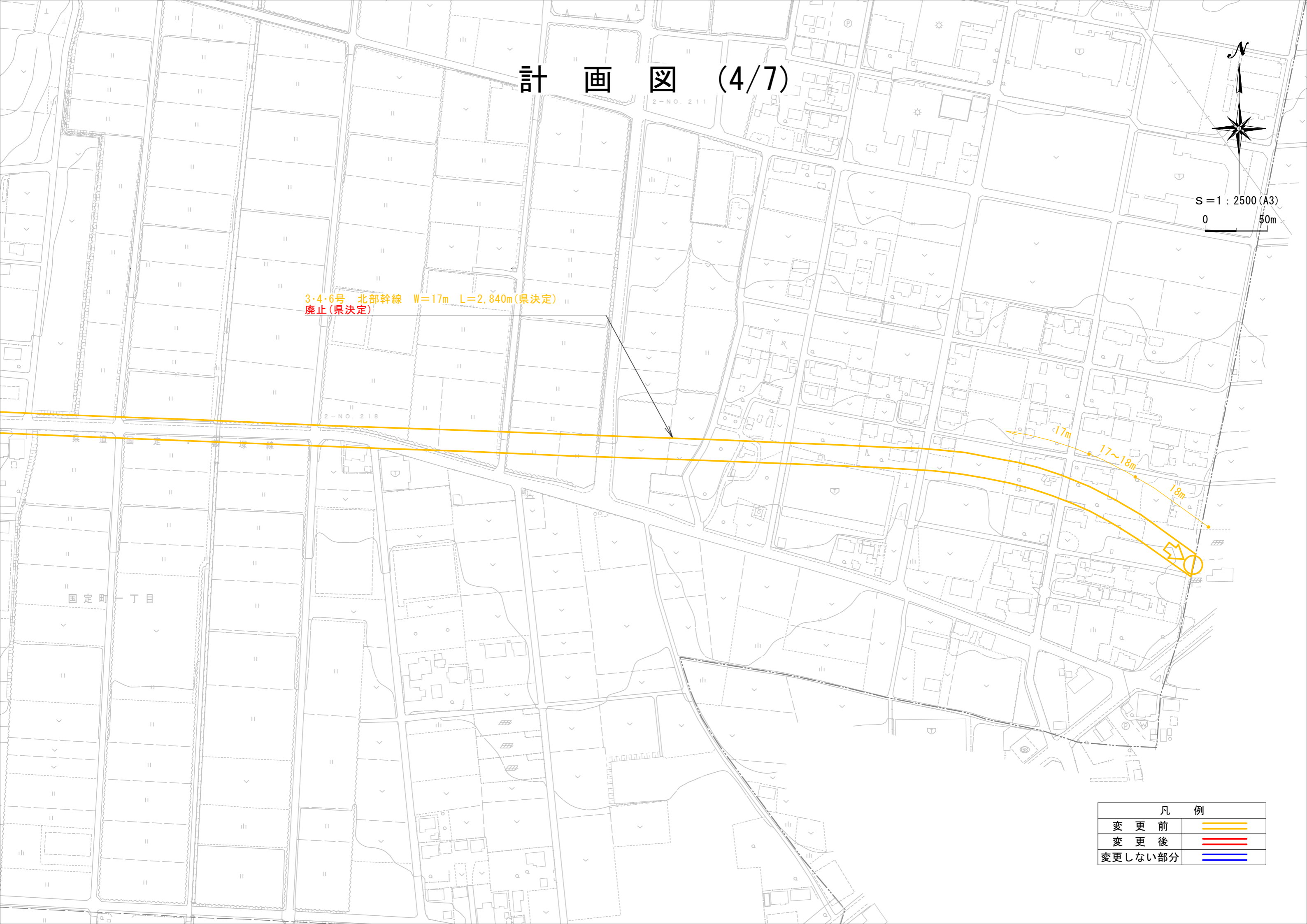
3・4・6号 北部幹線 W=17m L=2,840m(県決定)  
廃止(県決定)

凡 例	
変更前	
変更後	
変更しない部分	

# 計 画 図 (4/7)

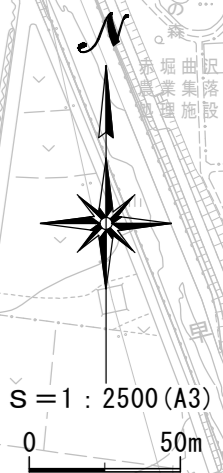


3・4・6号 北部幹線 W=17m L=2,840m(県決定)  
廃止(県決定)



凡 例	
変更前	——
変更後	——
変更しない部分	——

# 計画図 (5/7)



3・4・7号 国定上田線 W=17m L=2,210m (県決定)  
3・4・7号 国定上田線 W=17m L=1,510m 2車線 (県決定)

中央センターラル公園



17m

中村新興木材国定工場

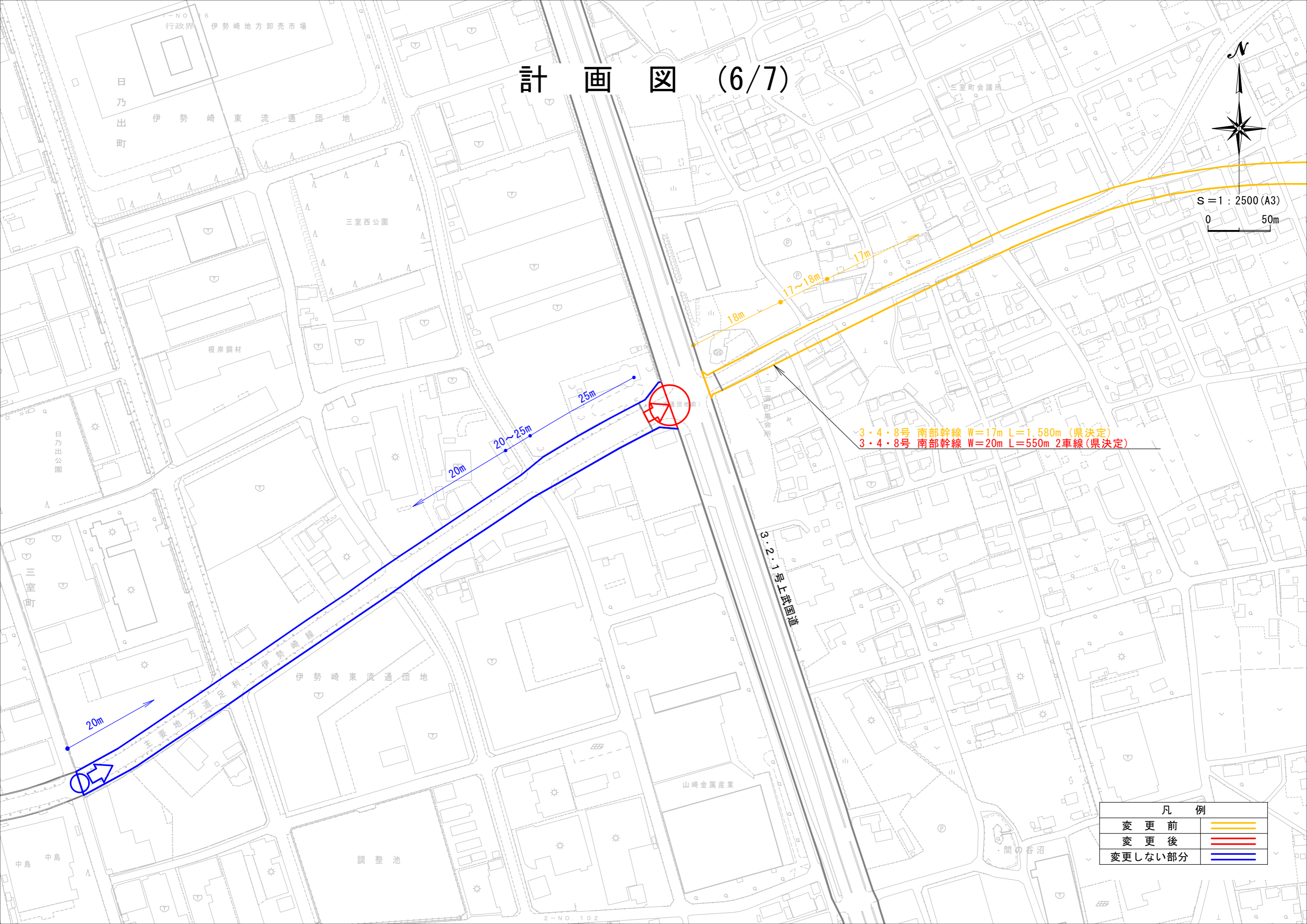
NO. 202

国定町二十番

凡例	
変更前	
変更後	
変更しない部分	

あずま浄水場

# 計画図 (6/7)



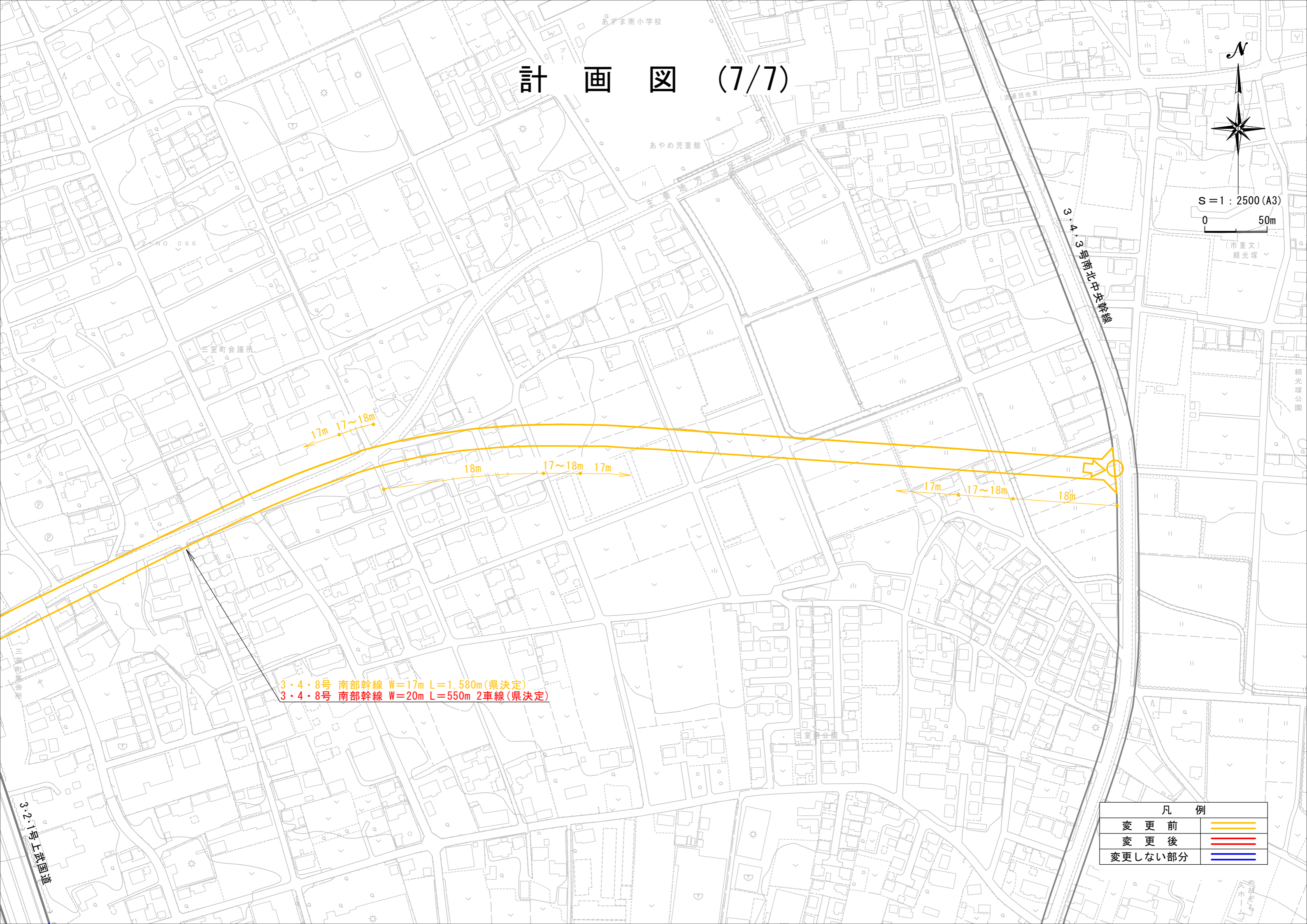
3・4・8号 南部幹線 W=17m L=1,580m (県決定)  
3・4・8号 南部幹線 W=20m L=550m 2車線 (県決定)

凡 例	
変更前	
変更後	
変更しない部分	

# 計画図 (7/7)



S = 1 : 2500 (A3)  
0 50m



3・4・8号 南部幹線 W=17m L=1,580m(県決定)  
3・4・8号 南部幹線 W=20m L=550m 2車線(県決定)

凡 例	
変更前	———
変更後	———
変更しない部分	———

3.2.1号上武国道

3.4.3号南北中央幹線

あやま南小学校

あやめ児童館

三室町会議所

(市重文)  
頼光塚

頼光塚公園

ホー